



序

章

都市計画マスタープランについて

## (1) 都市計画マスタープラン

### 1) 都市計画マスタープランとは

三田市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点から、地域の特性に応じた土地利用、道路や公園など都市施設の整備の方向性のほか、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを明確化し、その実現に向けた方策を示す都市計画に関する総合的な計画です。

### 2) 役割

#### ①まちづくりの方向性の明確化

中長期的な視点のもと都市の将来像、またそれを実現するための方向性を定めるとともに、都市計画の決定、変更などの指針とします。

#### ②まちづくり方策を展開するための指針

「第5次三田市総合計画」におけるまちづくりの基本目標を実現するため、都市計画における実現方策を示します。

#### ③共創（パートナーシップ）によるまちづくりの指針

市民・事業者などと行政が、都市計画に関する認識を共有し、理解を深めることにより、共創のまちづくりを進めます。

### 3) 三田市都市計画マスタープランの構成

本計画は、以下の内容により構成されています。

#### 序章 都市計画マスタープランについて

本計画の位置づけや上位計画の概要、改定の背景、計画対象区域、計画期間などを示します。

#### 1章 本市の特性と課題

本市の特性や人口動態などの現状から、まちづくりで重視すべき課題を整理します。

#### 2章 まちづくりの方針 ～都市の将来像～

本市の特性と課題を踏まえ、目指すべき将来像や都市計画に関する基本的な方針を示します。

#### 3章 まちづくりの実現方策 ～都市計画の方針～

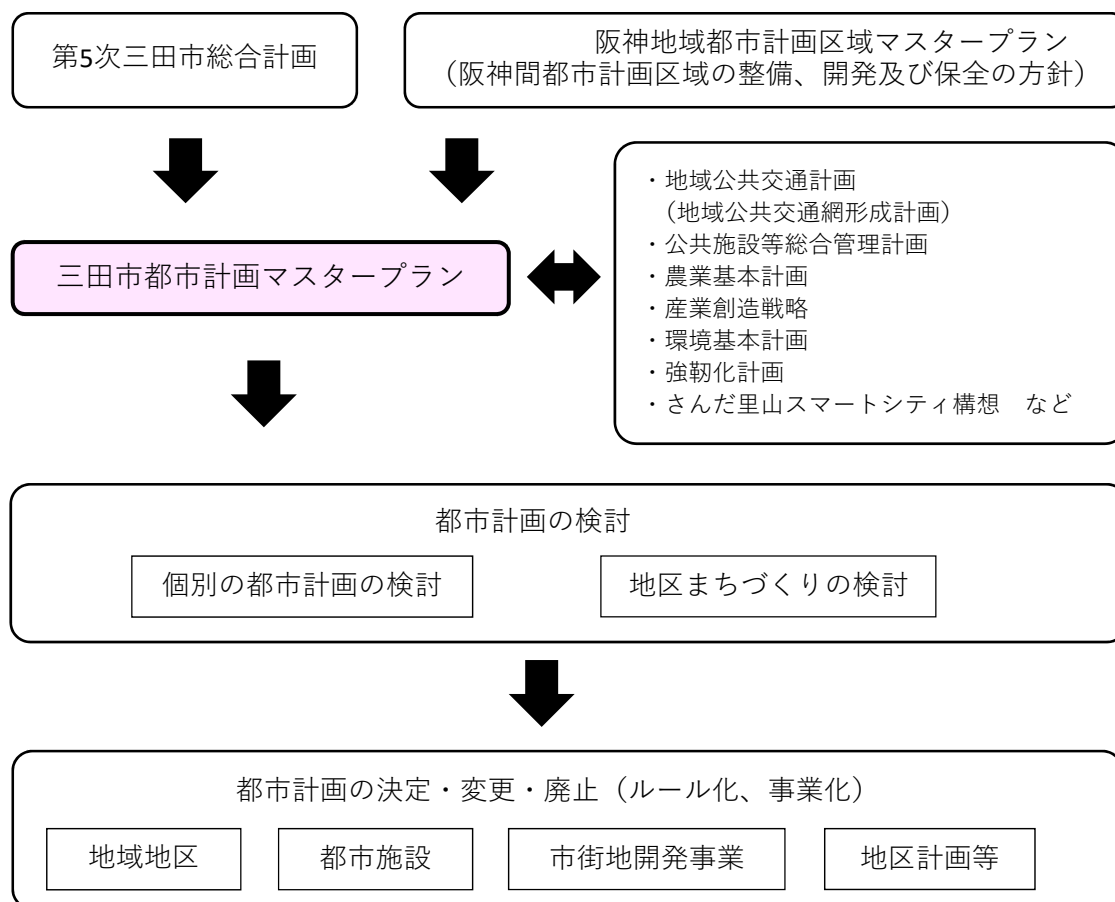
都市計画の基本的な方針に基づき持続可能なまちづくりを展開するため、個別の実現方策を示します。

## 4) 位置づけ

本計画は、上位計画である「第5次三田市総合計画」や兵庫県が策定する「阪神地域都市計画区域マスタープラン（阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」などに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするもので、土地利用、道路や公園などの都市施設、市街地整備など、個別の都市計画に関する方針を定めることで、具体的なまちづくりを展開していきます。

上位計画である「第5次三田市総合計画」では、まちづくりの基本目標を“「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田”と定め、総合計画に掲げる各取り組みを進める方針としており、本計画では、これらの取り組みを都市計画の視点から推進し、実現していくための方針を示します。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



## (2) 上位計画の概要

### 1) 第5次三田市総合計画

#### 序

#### ①まちづくりの基本目標

「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田

第5次三田市総合計画（令和4(2022)年4月策定）では、まちづくりの基本目標を“「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田”と定めています。



「ひと」「まち」「さと」を活かしたまちづくり

魅力を支えるまちづくりの推進  
デジタル技術を活かしたまちづくりの推進

#### ②まちづくりの視点

「誰ひとり取り残さない」「持続可能」「パートナーシップ」というSDGs※が目指す理念は、第5次三田市総合計画によるまちづくりの理念に通ずると考え、3つの視点をもって、次の時代にも輝く三田を目指します。

- ・多様性と調和による誰ひとり取り残さないまちづくり（共生）
- ・次世代につなぐ持続可能なまちづくり（再生）
- ・パートナーシップで取り組む未来のまちづくり（共創）

## 2) 阪神地域都市計画区域マスタープラン

### 都市計画の基本的な視点

安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための兵庫県の基本的な考え方を示した「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向けた都市づくりを進めます。

### ①都市づくりの基本理念

都市計画の基本的な考え方などに基づき基本理念を定め、持続可能な都市構造への転換を図るとともに、定住や交流の拡大を図ります。

#### (1)安全・安心な都市空間の創出

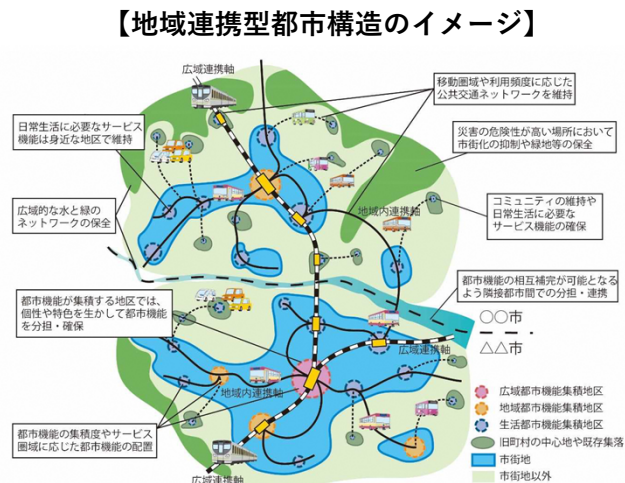
- ・総合的な防災・減災対策の強化
- ・全員活躍社会の推進
- ・分散型社会に対応した都市づくりの推進

#### (2)地域主導による都市づくり

- ・エリアマネジメントの促進
- ・地域資源を生かした都市の活性化
- ・民間投資の誘導
- ・情報ネットワーク等の活用

#### (3)持続可能な都市構造の形成

- ・地域連携型都市構造※の実現  
(イメージは右図のとおり)



### ②都市計画の目標（阪神地域の目指すべき都市構造）

- (1)民間投資の積極的な活用等による都市機能の強化や広域的な連携による国際競争力の強化
- (2)利便性の高い公共交通ネットワークを生かした隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完
- (3)市街地エリアの方向性
  - ・利便性の高い駅周辺での人口維持
  - ・都市農地の保全・活用
  - ・災害リスクを勘案した市街化の抑制
- (4)市街地以外のエリアの方向性
  - ・地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進
  - ・都市機能集積地区等との連携を確保

### (3) 改定の背景

#### 序

都市が成長期から成熟期へと大きく転換していく中、平成27(2015)年に都市計画マスタープランを改定し、人口減少下における将来の市街地縮退を見据え、市街地密度の調整、都市機能の集約と公共交通による連携、市街化調整区域※における開発許可制度の弾力的運用※などに取り組んできました。

近年、まちづくりを取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、ポストコロナを見据えたまちづくりの推進、激甚化・頻発化する災害への対応強化、官民共創の推進、そして情報通信技術(ICT)の進歩、持続可能な開発目標(SDGs※)への貢献など、都市計画においても、これら社会潮流に適応していくことが求められます。

このような中、本市では、さんだ里山スマートシティ構想※を掲げ、デジタル技術の戦略的な活用などにより、「市民一人ひとりが幸せを実感しながら住み続けられるまち三田」の実現、SDGsの理念を踏まえ、ゼロカーボンシティ※への挑戦に持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

そして、令和4(2022)年4月に第5次三田市総合計画を策定し、まちづくりの基本目標である“「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田”の創造を目指しており、上位計画である総合計画の策定をうけ、本計画を改定するものです。

### (4) 計画対象区域・計画期間

計画対象区域は、三田市全域(約21,032ha)とします。

都市計画マスタープランは、20年後の将来都市像を展望しつつ、概ね10年後までのまちづくりの方針を示すものです。このことから、目標年次を令和14(2032)年度とし、計画期間を令和5(2023)年度からの10年間とします。

**計画期間：令和5(2023)年度～令和14(2032)年度**

なお、上位計画の見直しや社会情勢などの変化により、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

## (5) 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

SDGs※の視点に立ち、SDGsの17の国際目標のうち持続可能なまちづくりの実現に関わりの深い9つの目標と都市計画マスタープランにおけるまちづくりの実現方策を結びつけ、これらの取り組みを通じてSDGsに貢献します。

### 【持続可能な開発目標(SDGs)】



※本計画に特に関わる目標を吹き出しで表記しています。